

防災

【不燃化特区指定地区】

◆平成31年2月号◆

街づくり通信

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課
北沢総合支所 街づくり課

不燃化特区 助成制度をご利用ください

平成32年（2020年）度までの期間限定です（裏面参照）

建替え助成

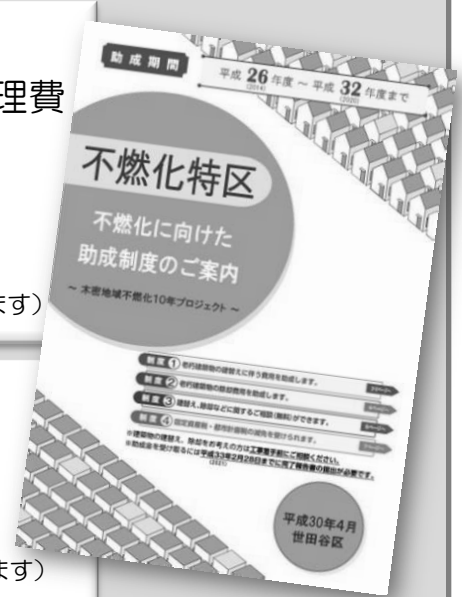
老朽建築物を建て替える際の解体費と設計費・工事監理費を助成します

助成額の一例	解体する建物	延床面積100㎡	
	建築する建物	延床面積100㎡	の場合
	約400万円	（実際の工事契約内容によって異なります）	

老朽建築物除却助成

老朽建築物の解体費を助成します

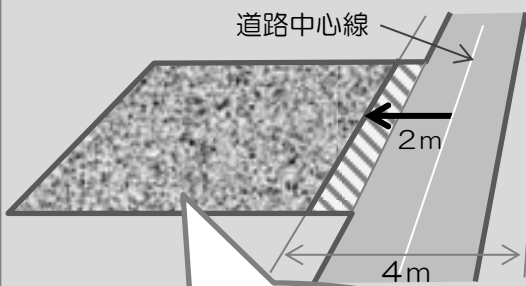
助成額の一例	解体する建物	延床面積	77㎡	の場合
	約200万円	（実際の工事契約内容によって異なります）		



助成が受けられる条件、手続き等はパンフレットをご覧ください

平成31年
4月から

「事前協議済通知書」の添付が必要になります



更地にする場合でも協議が必要です。

建築敷地が4m未満の道路に接している場合、不燃化特区の申請に狭あい道路拡幅整備事前協議の「事前協議済通知書」の写しの添付が必要となります。

道路中心線から2mの部分（左図：斜線部分）を、一般の通行が出来るように整備する必要があります。整備しない場合は助成金を受けられません。

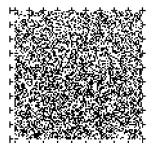
不燃化特区の助成申請をされる方は、時間に余裕を持って手続きをしてください。（協議に約30日、申請は解体工事着手日の15日前まで）

狭あい道路拡幅整備事前協議に関することは、建築安全課（電話：03-5432-2469）までお問合せください。

この通信は、不燃化特区内にお住まいの方、土地・建物の権利をお持ちの方に世田谷区からお届けしています。

■問合わせ■

世田谷区世田谷総合支所 街づくり課	電話：03-5432-2871	FAX：03-5432-3055
北沢総合支所 街づくり課	電話：03-5478-8031	FAX：03-5478-8019



狭あい道路とは

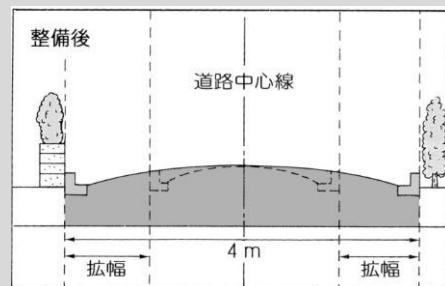
道幅が4mに満たない道路を狭^{きょう}あい道路といいます。

世田谷区では、安全で住みやすい街づくりを進めるため、「狭あい道路拡幅整備条例」を定め、災害時に問題となる狭あい道路の整備を図っています。条例では以下に該当するもので、現況幅員が4mに満たないものを事前協議の対象としています。

- 建築基準法第42条第2項により指定された道路
 - 同法第42条第1項第5号により指定された道路のうち、その指定幅員が4mの道路
 - 同法第43条第2項第2号が適用される通路のうち、その指定幅員が4mの通路
- ・・・ 2項道路
・・・ 位置指定道路
・・・ 協定通路

(「幅員^{ふくいん}」とは道幅のことです。)

狭あい道路拡幅整備事前協議は、建築物の建替えや解体等、また、狭あい道路に面する塀を撤去、新設する際、当該道路の指定された中心線から2mの位置を確認し、整備や管理の方法を決める手続きです。



建替え助成はお早めにご検討ください

不燃化特区の助成制度は平成32年(2020年)度までの期間限定です。

助成金の交付を受けるには平成33年(2021年)2月末日までに「完了報告書」の提出が必要です。

解体工事、建築工事等の日数だけでなく、狭あい道路拡幅整備事前協議※をはじめ、建築前後の各種手続きにかかる日数を見込んで、余裕を持って計画してください。

〈建替え工事の流れ〉



平成33年
2月末日まで

〈不燃化特区建替え助成の流れ〉



※狭あい道路拡幅整備事前協議 (認定申請の30日前までに行ってください。)